年　　月　　日

グループ名：

申請者名：　　　　　　　　　　印

【グループ活動費について】

グループ活動補助費は、組合員同士の親睦や交流を深めることを目的とする活動に対して、補助を行うものである。

・組合員が参加するグループ活動に対して、組合員一人あたり2,000円までの補助を行う。
・本申請書を事前に執行委員に提出し、執行委員会の了承を得ること。

・活動終了後、領収書を会計担当者に提出すること。

・ひとつの企画主体に対して、年間1回の補助を原則とする。
（・グループに関しては、複数の部局からの参加者によって構成されることが望ましい。）

* グループ活動の目的

■日時

■場所

■参加者名

＊組合員　　名、3条但書非組合員　　名、非組合員　　名、合計　　名

（支給人数は組合員のみ）